

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正

（県例規集登載）

経営支援課

- 保安林の解除予定

治山課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

- 一般競争入札の実施

デジタル推進課

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

- 公共測量の実施

監理課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 〃

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

- 完了

〃

【選挙管理委員会】

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

〃

◎岡山県告示第百三十三号
 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。
 令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 大

第八条中「又は3」を「から4まで」に改める。
 別表第十一号を次のように改める。

11 経済変動対策資金	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 次のいずれかに該当する者 (1) 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者 (2) 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者 4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響下における原油価格・物価高騰により、次のいずれかに該当する者 (1) 最近1月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少しており、かつ、今後2月を	同 上	10年以内（2年以内）	同 上	融資の対 象者が1 から3ま でのい ずれか である 場合 は、年 1.65% 以 内 融資の 対 象者が4 である 場 合は、年 1.15% 以 内。た だ し、融 資の 実行の 日から 2 年間は、 年0.50% 以 内	付表1の とおり だがし、 融資の 対 象者が1 である 場 合は、年 0.80%	金融機関 又は保証 協会の定 めるこ ろによ る。	同 上
----------------	---	-----	-------------	-----	---	--	--	-----

		含む3月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少することが見込まれる者 (2) 最近1月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比して5%以上減少しており、かつ、今後2月を含む3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少する ことが見込まれる者								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第十二号中「同上」付表1のとおりを「年1.65%以内」付表1のとおりに改め、同表備考中「限る。」の次に「、第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄4に該当する者に限る。）」を加える。

附則

- 1 (施行期日) この告示は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 (適用) この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

◎岡山県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
津山市高尾字神田谷南一二八二の二、字西家ノ後口一二八三の二（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
浅口市鴨方町六条院東字鴻之巢一八二一の二、一八二一の三（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

◎岡山県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市玉島八島字五丁地一四三一番一 地先から 浅口市金光町下竹一八〇二番二四地先 まで	倉敷市玉島八島字五丁地一四三一 番一 地先から 浅口市金光町下竹一八〇二番二 四地 先ま で	新	三・一 〃 二一・五	二四〇二・四
		旧	一五・〇 〃 五五・〇	七五七・五
倉敷市玉島八島字五丁地一四三一 番一 地先から 浅口市金光町下竹一八〇二番二四 地 先ま で	倉敷市玉島八島字五丁地一四三一 番一 地先 から 浅口市金光町下竹一八〇二番二 四地 先ま で	新	一五・〇 〃 六三・六	一八六一・二
		旧	三・一 〃 二一・五	二四〇二・四

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

◎岡山県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	倉敷笠岡線	倉敷市玉島道口字ソ割四七二番三地先から倉敷市玉島道口字レ割八七二番一地先を経て浅口市金光町下竹一八〇二番二四地先まで	令和四年六月二十八日（十四時）

〔三十一五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県地域事務所ネットワーク機器更新業務 1式

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県地域事務所ネットワーク機器更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

(4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和4年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第30号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が「A」であるものであること。

(2) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者において、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 入札参加資格審査申請書手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。なお、入札参加資格審査申請書は岡山県ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/>）から入手することができる。
 - (1) 入札参加資格審査申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班
電話 086-226-7264（直通）
 - (2) 入札参加資格審査申請書の提出期限
令和4年7月7日（木） 正午
- 4 入札手続等
 - (1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課システム管理班
電話 086-226-7266（直通）
電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法
 - ア 交付期間
令和4年6月28日（火）から同年7月19日（火）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付方法
(1)の場所にて交付する。また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）から入手することもできる。
 - ウ その他
仕様書の交付時に機密保持誓約書を提出すること。また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに仕様書を返却すること。
 - (3) 入札説明会
開催しない。
 - (4) 入札参加申込手続
 - ア 提出期間
令和4年6月28日（火）から同年7月25日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所
(1)の場所に同じ。
 - ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和4年8月9日（火）午前10時30分
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁西庁舎1階会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和4年8月8日(月)の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として見積った契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第153条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申込書を提出した者は、契約担当者から当該書類に關し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :
Network Equipment in Regional offices of Okayama Prefectural Government
Lease Service Including Replacement Work : 1 set
- (2) Contract period :
From 1st March, 2023 through 29th February, 2028
- (3) Time limit for tender :
10 : 30 A.M. 9th August, 2022
- (5) Contact point for notice :
Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama
Prefectural Government,
2 - 4 - 6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL : (086) 226-7266

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三一六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 天満屋ハピータウン鴨方店
所在地 浅口市鴨方町六条院中字小山坡北二二二八番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社天満屋ストア
住所 岡山市北区岡町十三番十六号
代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 株式会社タツミヤ

住所 東京都八王子市暁町一丁目三二番一三号

代表者の氏名 曲淵恵美子

ほか十一者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更後)

名称 株式会社タツミヤ

住所 東京都八王子市暁町一丁目三二番一三号

代表者の氏名 指田 努

ほか十一者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

平成十六年十月十八日ほか

二 届出年月日

令和四年六月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年六月二十八日から同年十月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三一七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウン鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中字小山坡北二二二八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町十三番十六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一階駐車場 二百六台

二階駐車場 七十七台

四階駐車場 九十八台

屋上駐車場 百六十九台

合計 五百五十台

(変更後) 一階駐車場 二百十三台

二階駐車場 七十七台

四階駐車場 九十八台

合計 三百八十八台

4 変更年月日

令和五年二月十八日

二 届出年月日

令和四年六月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年六月二十八日から同年十月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三一八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市、笠岡市、 総社市、浅口市、 里庄町、矢掛町全 域	測量区域
公共測量（デジタル空中写真測量 及び写真地図作成）	測量の種類
令和四年六月十五日から令 和五年三月三十一日まで	測量期間

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三一九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局苦田ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苦田郡鏡野町地内 （奥津湖周辺）	公共測量（基準点測量）	令和四年六月十七日から令和五年三月三十一日まで

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二七二雅アパート式号館一〇一号室

戸高 侑哉

戸高 梨七

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月一日岡山県指令建指第三九八号

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九六―五、四七九六―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市五日市九五四―三

川上 玲

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月十四日岡山県指令建指第四〇六号

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字小竹八五二八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市新本八五二八―二

神崎 辰志

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月十六日岡山県指令建指第四四八号

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字いばりご九一六一六、九一六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手九七四―五

井堀 武司

三 許可年月日及び許可番号

令和四年四月六日岡山県指令建指第三号

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島二七二雅アパート式号館一〇一号室

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二七二雅アパート式号館一〇一号室

戸高 侑哉

戸高 梨七

五 許可年月日及び許可番号

令和四年二月一日岡山県指令建指第三九八号

令和4年6月28日 岡山県公報 第12408号

〔三二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九六―五、四七九六―七

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市五日市九五四―三

川上 玲

五 許可年月日及び許可番号

令和四年二月十四日岡山県指令建指第四〇六号

◎岡山県選管告示第五十三号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、吉備中央町選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があった。
 令和四年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 大林裕一

施設の名 称	所 在 地	施設の管理者	施設の程 度			指 定 年 月 日
			面 積	収 容 人 数	照 明	
ハートオブおかやま会館	一 加賀郡吉備中央町下加茂一〇七三番地	吉備中央町長	二七〇㎡	九〇人	有	令和四年五月二日
吉備中央町総合福祉センター	加賀郡吉備中央町円城五四〇番地四	吉備中央町長	二五八〇㎡	五一〇人	有	令和四年五月二日
ロマン高原かよう総合会館	加賀郡吉備中央町豊野一番地二	吉備中央町長	四八四三㎡	九七〇人	有	令和四年五月二日
吉備中央町農業振興センター	加賀郡吉備中央町豊野一七番地	吉備中央町長	一〇四七㎡	二一〇人	有	令和四年五月二日

◎岡山県選管告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、玉野市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和四年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

施設 の 名 称	日の出ふれあい会館
所 在 地	玉野市築港四―二五―一〇
施設 の 管 理 者	社会福祉法人玉野市社会福祉協議会
指 定 取 消 年 月 日	令和四年五月十三日